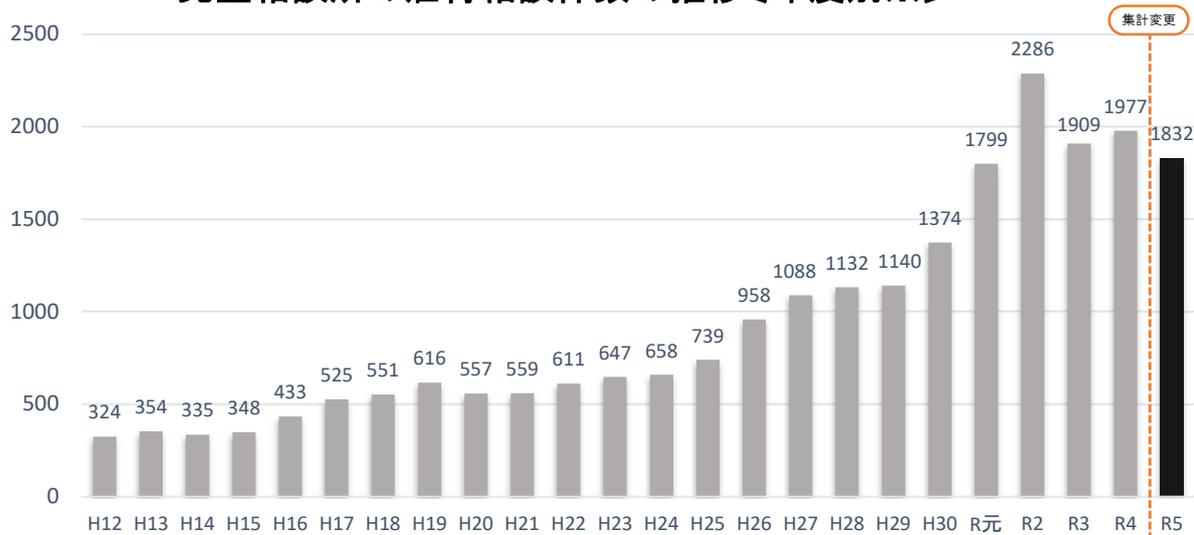


令和5年度 児童虐待相談対応の状況について（速報値）

令和5年度において、群馬県内4カ所の児童相談所（中央・北部・西部・東部）で対応した、児童相談・虐待相談は次のとおりです。

	R5	R4（参考値※）
児童相談所の全相談件数	11,099 件	12,047 件
児童虐待相談件数	1,832 件	1,977 件

児童相談所の虐待相談件数の推移〔年度別※〕



※国の集計方法に合わせ、令和5年度分から集計方法を変更しました。

＜集計方法の違いについて＞

	令和5年度分報告	令和4年度分報告まで
児童相談所の全相談件数	当該年度中に援助方針（施設措置・助言指導等）を決定した件数（前々年度までの受理分を除く）	児童相談所に寄せられた児童相談受付件数
児童虐待相談件数	児童相談所が受け付けた虐待相談に対して援助方針を決定した件数（前々年度までの受理分を除く）	虐待が疑われる児童の通告があった件数
「虐待無し」とした件数	含まない	含む

（参考）従来の方法で算出した令和5年度児童虐待相談件数：1,817件（うち、「虐待無し」とした件数73件）

■ 虐待相談の内訳

<種 別>

	心理的	身体的	ネグレクト	性的	計
R5	1,111	410	277	34	1,832
R4	1,149	447	361	20	1,977
R3	1,192	414	273	30	1,909

◇身体的虐待

殴る、ける、やけどを負わせる等

◇心理的虐待

言葉による脅し、子どもの前での配偶者等に対する暴力や暴言等

◇ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする等

◇性的虐待 性的行為の強要等

<主な虐待者>

	実父	実母	実父以外の父	実母以外の母	その他	計
R5	888	686	138	11	109	1,832
R4	834	907	128	19	89	1,977
R3	795	850	158	12	94	1,909

<年齢別>

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
R5	103	98	125	137	113	109	107	101	105	108	103	101	102
R4	112	130	149	145	137	115	116	130	146	124	114	91	101
R3	127	140	125	141	129	140	118	124	96	113	107	107	89

	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	計
R5	103	85	81	75	72	4	1,832
R4	79	96	84	59	46	3	1,977
R3	100	75	78	50	49	1	1,909

<経路別>

	警察等	近隣知人	学校等	市町村	家族	医療機関等	児童福祉施設等	児童本人	その他	計
R5	825	193	193	186	71	45	28	39	252	1,832
R4	746	291	229	203	96	56	23	41	292	1,977
R3	646	390	249	147	102	50	27	32	266	1,909

<令和5年度虐待相談件数の状況>

- ・虐待の種別で最も多いものは、心理的虐待の1,111件（60.6%）。
- ・主な虐待者で最も多いものは、実父からの虐待の888件（48.5%）。
- ・年齢別の虐待件数で最も多いものは、3歳の137件（7.5%）。
- ・虐待相談の経路別件数で最も多いものは、警察からの825件（45.0%）。

■ 群馬県の取組（令和6年度）

○児童虐待防止条例（R3.4.1 施行）の推進

- ・ 様々な施策を総合的かつ計画的に推進し、群馬県一体となった児童虐待防止の取組強化を図る。

＜本条例の特色（独自規定）、主な取組＞

- ① 親権等の濫用禁止 保護者支援プログラムの普及促進（ほめトレ、サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ）
- ② 早期対応 子どもの安全確認を原則24時間以内に実施（国指針は48時間以内）
- ③ 社会の変化への対応 各児相のシステム改修、SNS活用、国のAI活用モデル事業に参画
- ④ 子どもの死因究明 CDR（Child Death Review）モデル事業を実施（R2から継続）

○児童相談所の体制強化

- ・ 市町村との連携：児童相談所に配置されている市町村支援担当児童福祉司を中心に、市町村の虐待対応力を強化。
- ・ 児童心理司：西部児童相談所の児童心理司を1人増員
- ・ 児童指導員：一時保護所（中央・東部）の夜勤体制強化等のため、児童指導員を計10人増員
- ・ 警察との連携：R5.10に中央児童相談所内に移転した県警少年サポートセンターとの情報共有
- ・ 意見表明等支援事業：一時保護所にアドボケイトを導入（中央児相 R5.10～、東部児相 R6.11～）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

